官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第十一条第三項に基づく登録施設利用促進機関の代表者の氏名の変更の届出があった件（文部科学五五）　二
〔その他告示〕
○独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第四号に規定する外務大臣が指定する者に関する件（外務二二三）　二
○アディスアベバにおける感染症治療専門病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二二四）　二
○カンボジア地雷対策センター研修複合施設及び広報施設建設計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同二二五）　二
○バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための生活環境改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（同二二六）　二
○モルディブ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二二七）　二
○コロール州及びアイライ州における上水道改善計画のための贈与に関する日本国政府とパラオ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二二八）　二
○フィジー共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二二九）　三
○インドネシア共和国におけるパプア州ビアク・ヌンフォル県における子供の学習、栄養及び生活の質の向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同二三〇）　三
○フィリピン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二三一）　三
○キルフィ病院整備計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の書簡の交換に関する件（同二三二）　三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産九五六）　三
○生産業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同九五七）　六
○肥料の登録が失効した件（同九五八）　六
○農薬を登録した件（同九五九）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通四七一）　七
○道路に関する件（東北地方整備局五四、五五）　七
○道路に関する件（北海道開発局五八）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（茨城県公安委四八）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岐阜県公安委八）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（愛知県公安委一四）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（三重県公安委一六）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（滋賀県公安委七五）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（京都府公安委九五）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（大阪府公安委八七）　八
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（兵庫県公安委一二五）　八
〔国会事項〕
宮内庁　警察庁　最高裁判所　八
〔人事異動〕
官庁事項　九
〔官庁報告〕
北海道開発局公示（北海道開発局）　一〇
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇
国家試験
第四十回管理栄養士国家試験の施行（厚生労働省）　一〇
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配四四）　一二
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同四五～四八）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分、登録政治資金監査人登録・登録抹消及び証票亡失関係　一三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
会社その他　一三

法規的告示

○文部科学省告示第五十五号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第十一条第三項の規定により、同法第八条第一項に規定する登録施設利用促進機関の代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第二十八条第一項第二号の規定に基づき公示する。

令和七年六月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

一　登録番号　第〇〇一号及び第〇〇四号

二　登録施設利用促進機関の名称　公益財団法人高輝度光科学研究センター

三　変更事項

変更事項	変更前	変更後
登録施設利用促進機関の代表者の氏名	理事長　雨宮　慶幸	理事長　中川　敦史

四　変更年月日　令和七年六月十八日

○外務省告示第二百二十三号

独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号。以下「法」という。）第十三条第一項第四号の規定に基づき、国民等の協力活動を行う者として外務大臣が指定する者を次のように定め、令和七年六月十九日から適用する。

令和七年六月十九日

外務大臣　岩屋　毅

外国の法令に基づいて設立された法人又は国外に活動の主要な拠点を有している団体であって、以下に該当するもの。

一　開発途上地域のうち、外務省海外安全情報の危険情報で退避勧告若しくは渡航中止勧告が出ている地域又はこれに準じる地域で活動している団体であって、日本の知見又は技術を活用し活動を行うことができると独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が認める団体。

二　開発途上地域における日本の知見又は技術の普及及び促進に当たって、日本の団体よりも優位性があると機構が認める団体。

○外務省告示第二百二十四号

令和七年五月十六日にアディスアベバで、アディスアベバにおける感染症治療専門病院整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

令和七年六月十九日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　アディスアベバにおける感染症治療専門病院整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十五億二千百万円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　柴田裕憲在エチオピア大使

エチオピア側　アフメド・シデ財務大臣

○外務省告示第二百二十五号

令和七年三月二十日にプノンペンで、カンボジア地雷対策センター研修複合施設及び広報施設建設計画のための贈与に関する令和四年十一月十二日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

令和七年六月十九日

外務大臣　岩屋　毅

1　内容　贈与の限度額を「二十七億五千百万円」に改める。

2　署名者

日　本　側　植野篤志在カンボジア大使

カンボジア側　ブラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣

○外務省告示第二百二十六号

令和七年四月二十七日にダッカで、バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための生活環境改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

令和七年六月十九日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　コックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための生活環境改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億二百万円

3　署名者

日　本　側　齋田伸一在バングラデシュ大使

国際移住機関側　ランス・ボノー在バングラデシュ事務所長

○外務省告示第二百二十七号

令和七年五月七日にマレで、モルディブ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモルディブ共和国政府との間に行われた。

令和七年六月十九日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億円

3　署名者

日　本　側　石神留美子在モルディブ大使

モルディブ側　アブドゥッラ・カリール外務大臣

○外務省告示第二百二十八号

令和七年五月九日にコロールで、コロール州及びアイライ州における上水道改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパラオ共和国政府との間に行われた。

令和七年六月十九日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　コロール州及びアイライ州における上水道改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二十五億四千六百万円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　折笠弘維在パラオ大使

パラオ側　グスタフ・アイタロー国務大臣

○外務省告示第二百二十九号

令和七年五月六日にスバで、フィジー共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィジー共和国政府との間に行われた。

令和七年六月十九日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　十七億六千五百万円

3　署名者

日　本　側　道井緑一郎在フィジー大使

フィジー側　シティヴェニ・リンガマンダ・ランブカ首相兼外務、公務員、国営企業担当大臣

令和七年六月十九日

外務大臣　岩屋　毅

その他告示

○外務省告示第二百三十号

令和七年二月二十四日にジャカルタで、インドネシア共和国におけるパプア州ピアク・ヌンフォル県における子供の学習、栄養及び生活の質の向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　パプア州ピアク・ヌンフォル県における子供の学習、栄養及び生活の質の向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億六百万円

3　署名者

日本側　正木靖在インドネシア大使

国際連合児童基金側　マニザ・ザマン在インドネシア事務所代表

令和七年六月十九日　外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百三十一号

令和七年二月十二日にマニラで、フィリピン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億四千四百万円

3　署名者

日本側　遠藤和也在フィリピン大使

フィリピン側　エンリケ・A・マナロ外務大臣

令和七年六月十九日　外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百三十二号

令和七年三月七日にホニアラで、キルワイ病院整備計画のための贈与に関する令和五年六月二十三日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がソロモン諸島政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「二十三億六千七百万円」に改める。

2　署名者

日本側　樋口恵一在ソロモン大使

ソロモン側　ピーター・シャネル・アゴバカ外務貿易大臣

令和七年六月十九日　外務大臣　岩屋　毅

○農林水産省告示第九百五十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、令和七年五月九日付けをもつて次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年六月十九日　農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が令和10年５月９日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第43598号	液状肥料	有機入り尿素複合アルー液肥L	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第81586号	汚泥肥料	グリーントップ２	株式会社セイセイ処理興業	埼玉県比企郡川島町大字下小見野771番地
生第81590号	汚泥肥料	バイオグリーン	有限会社環境開発センター	佐賀県神埼市神埼町志波屋1738番地１
生第85013号	配合肥料	くみあい苦土入り粒状複合858号―Cu	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第85016号	家庭園芸用複合肥料	M.O.Xゴールド	保土谷化学工業株式会社	東京都港区東新橋一丁目９番２号
生第85018号	汚泥肥料	石垣市汚泥肥料１号	石垣市	沖縄県石垣市字真栄里672番地
生第85019号	汚泥肥料	竹野川１号	京丹後市	京都府京丹後市峰山町杉谷889番地
生第85020号	汚泥肥料	八光いきいき	八光海運株式会社	大阪府南河内郡河南町大字一須賀453番地の１
生第85021号	汚泥肥料	すくすく君	小山広域保健衛生組合	栃木県小山市大字塩沢604番地
生第88037号	汚泥肥料	コンポスト	志布志畜産株式会社	鹿児島県志布志市志布志町安楽5972番８
生第91124号	化成肥料	くみあい苦土入り複合硝加燐安S225	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第91137号	配合肥料	くみあい苦土炭カル入り粒状複合NP12―Ca	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第91138号	家庭園芸用複合肥料	MK複合肥料１号	株式会社マカショー	静岡県藤枝市五十海四丁目５番10号
生第91140号	汚泥肥料	農肥ゆたか	真岡市	栃木県真岡市荒町5191番地
生第93314号	液状肥料	くみあい有機入り尿素複合液肥828	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第93315号	液状肥料	光液状複合肥料ふ545号	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第93327号	混合堆肥複合肥料	くみあい堆肥入り複合肥料055特号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第93328号	混合堆肥複合肥料	くみあい堆肥入り複合肥料266号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第93331号	汚泥肥料	カラットきき丸	福井エコグリーン株式会社	福井県坂井市丸岡町山崎三ケ第34号12番地
生第93332号	汚泥肥料	円山動物園ぞうさん堆肥	札幌市	北海道札幌市中央区北１条西２丁目
生第93334号	汚泥肥料	夏野ミネラルゴールド	夏野土木工業株式会社	富山県黒部市荒俣2107番地
生第102286号	液状肥料	多木有機入り液肥新１号	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第102287号	液状肥料	多木有機入り液肥新２号	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第102290号	化成肥料	亜リン酸DK灰	アスカバイオ株式会社	東京都中央区日本橋茅場町二丁目17番６号
生第102293号	化成肥料	りんご有機入り50	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第102295号	化成肥料	ニューエコリード	株式会社ワコー農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第102300号	化成肥料	有機入り化成肥料8883号	新日本アグリシステム株式会社	千葉県成田市滑川1245番地
生第102313号	化成肥料	珪酸入り高度化成OX1443号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第102331号	化成肥料	くみあい有機入り複合肥料555	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第102333号	化成肥料	くみあい有機入り複合肥料743	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号

生第102334号	化成肥料	くみあい有機入り複合肥料1088	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第102335号	化成肥料	くみあい有機入り複合肥料808	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第102336号	化成肥料	PKブラウン５号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第102344号	汚泥肥料	今井肥料２号	有限会社今井重機	北海道斜里郡小清水町元町一丁目47番３号
生第102346号	化成肥料	くみあい有機入り化成066	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第102363号	化成肥料	くみあい苦土有機入り化成新特017	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第102364号	化成肥料	くみあい尿素有機入り化成280号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第102365号	化成肥料	くみあい尿素有機入り化成S28号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第102366号	化成肥料	くみあい有機入り化成新882号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第105258号	液状肥料	液状複合肥料02618	有限会社ハイドロテック	大阪府和泉市芦部町83番地
生第105266号	家庭園芸用複合肥料	不二　1.0―0.5―0.3	有限会社不二養土	長崎県大村市中里町390番地１
生第105271号	家庭園芸用複合肥料	エード14号	住友化学園芸株式会社	東京都中央区日本橋小網町１番８号
生第105273号	化成肥料	有機入りペレット563	相模肥糧株式会社	神奈川県小田原市前川405番地
生第107235号	化成肥料	キチンクラブ	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第107236号	化成肥料	化成肥料K６号	大成肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町石町47番地
生第107262号	液状肥料	RT―１	ラクトップ有限会社	大阪府大阪市西区新町一丁目８番６号
生第107269号	液状肥料	PKテイク	有限会社ゆうびえん	長崎県佐世保市皆瀬町２番地２
生第107270号	化成肥料	尿素入り高度化成480	新日本園芸資材株式会社	愛知県蒲郡市浜町46番地
輸第13643号	液状肥料	液状窒素肥料コロン24―０―０	丸紅株式会社	東京都千代田区大手町一丁目４番２号
輸第13644号	化成肥料	アミノベダグロ　10―０―4.5	サンエフ株式会社	東京都新宿区西新宿七丁目17番７号廣田ビル２階
輸第105257号	液状肥料	ストレスバスター	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第105274号	化成肥料	硝安化成22―６―６	蝶理株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町四丁目２番13号
輸第105275号	化成肥料	硝りん安31―４―０	蝶理株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町四丁目２番13号
輸第105276号	化成肥料	硝安化成604	蝶理株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町四丁目２番13号

有効期間が令和10年５月10日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第73936号	液状肥料	ダン尿素有機入り複合液肥923号	ダン化学株式会社	静岡県藤枝市高田169番地の12
生第73937号	液状肥料	ダン有機入り複合液肥173号	ダン化学株式会社	静岡県藤枝市高田169番地の12
生第73938号	液状肥料	ダン有機入り複合液肥123号	ダン化学株式会社	静岡県藤枝市高田169番地の12
生第78374号	化成肥料	有機入り化成555号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号

有効期間が令和13年５月９日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第71852号	混合りん酸肥料	くみあい粒状82珪カルリンスター混合肥料	株式会社古田産業	高知県高知市五台山3983番地５
生第71859号	化成肥料	くみあい硫加燐安402	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第76108号	化成肥料	くみあい尿素苦土ほう素入り複合燐加安602号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第76113号	被覆複合肥料	くみあい被覆燐硝安2601―180	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第81591号	過りん酸石灰	粒状18.0過りん酸石灰	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第88022号	被覆窒素肥料	11被覆硝酸石灰　140S	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第88038号	重過りん酸石灰	43粒状重過燐酸石灰	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第93312号	化成肥料	くみあい燐加安400号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第93313号	化成肥料	くみあい燐加安488号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第93318号	配合肥料	長野　BB860―1495	株式会社JAアグリエール長野	長野県安曇野市堀金三田3360番地３
生第93335号	化成肥料	B入り高度複合260号	株式会社ことぶき	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第93336号	化成肥料	ほう素マンガン有機入り尿素化成肥料マラソン特２号	関東電工株式会社	群馬県高崎市倉賀野町2372番地
生第93337号	化成肥料	腐植酸・ほう素マンガン有機入り化成肥料927	関東電工株式会社	群馬県高崎市倉賀野町2372番地
生第93339号	化成肥料	新東ジシアン入り化成19号	新東化学工業株式会社	千葉県市原市八幡海岸通11番１
生第93344号	配合肥料	長野　BB860―1497	株式会社JAアグリエール長野	長野県安曇野市堀金三田3360番地３
生第93346号	配合肥料	長野　BB860―1494	株式会社JAアグリエール長野	長野県安曇野市堀金三田3360番地３
生第102320号	化成肥料	くみあい硫加燐安300号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第102347号	被覆窒素肥料	グリーンパートナーS30	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第102348号	被覆窒素肥料	グリーンパートナーS50	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７

生第102349号	被覆窒素肥料	グリーンパートナーS70	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第102350号	被覆窒素肥料	グリーンパートナーS80	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第102351号	被覆窒素肥料	グリーンパートナーS90	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第102352号	被覆窒素肥料	グリーンパートナーS100	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第102353号	被覆窒素肥料	グリーンパートナーS110	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第102354号	被覆窒素肥料	グリーンパートナーS120	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第102355号	被覆窒素肥料	グリーンパートナーS130	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第102356号	被覆窒素肥料	グリーンパートナーL40	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第102357号	被覆窒素肥料	グリーンパートナーL60	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第102358号	被覆窒素肥料	グリーンパートナーL80	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第102359号	被覆窒素肥料	グリーンパートナーL100	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第102362号	化成肥料	くみあい化成高度300号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第105256号	鉱さいけい酸質肥料	12.0鉄入りけい酸	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第105265号	熔成微量要素複合肥料	熔成微量要素複合肥料１号	南九州化学工業株式会社	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5029番地
輸第10870号	重過りん酸石灰	重過燐酸石灰11号	伊藤忠商事株式会社	大阪府大阪市北区梅田三丁目１番３号
輸第10873号	魚かす粉末	魚かす粉末6.5―5.5号	株式会社welzo	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番３号
輸第10877号	りん酸アンモニア	りん酸アンモニア１号	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第10878号	りん酸アンモニア	りん酸アンモニア２号	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第10879号	りん酸加里	りん酸加里１号	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第10880号	りん酸加里	りん酸加里２号	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第10881号	化成肥料	化成肥料14―14―14	アグリコマース株式会社	佐賀県神埼市神埼町尾崎3861番地１
輸第13647号	配合肥料	粒状肥料SB６号	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第13651号	硫酸苦土肥料	ベストマグS	ユナイセス株式会社	北海道河西郡芽室町東芽室北１線16番地12
輸第102305号	被覆窒素肥料	硫黄被覆尿素39	日本林業肥料株式会社	東京都中央区日本橋室町一丁目10番５号
輸第105259号	副産石灰肥料	かきがら石灰K１号	株式会社古田産業	高知県高知市五台山3983番地５
輸第105260号	魚かす粉末	魚かすD	株式会社みのり	静岡県三島市西本町４番５号
輸第105261号	魚かす粉末	魚かすE	株式会社みのり	静岡県三島市西本町４番５号
輸第105268号	被覆窒素肥料	被覆尿素34	株式会社サトシ・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目８番13号九段靖苑ビル４階
輸第105269号	被覆窒素肥料	被覆尿素36	株式会社サトシ・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目８番13号九段靖苑ビル４階
輸第105270号	化成肥料	化成肥料14―18―14	株式会社サトシ・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目８番13号九段靖苑ビル４階
輸第105272号	腐植酸苦土肥料	腐植酸苦土肥料11号	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号

有効期間が令和13年５月10日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第73934号	化成肥料	新多木尿素入りUF化成１号	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第78385号	成形複合肥料	くみあいジシアン苦土尿素入り粒状固形肥料S224	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第九百五十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように生産業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年六月十九日　　農林水産大臣　小泉進次郎

１　生産業者の名称及び住所の変更

登録番号　生第72816号、生第79509号、生第79649号、生第79872号、生第82643号、生第89708号、生第92546号、生第92548号、生第92709号、生第93023号、生第102380号、生第103262号、生第103591号、生第104314号、生第108199号、生第109129号、生第109243号

変更前　ミネックス株式会社

変更後　ミネックスＨＤ株式会社

登録番号　生第80957号

変更前　鹿児島県鹿児島市東谷山５丁目20番11号

変更後　鹿児島県鹿児島市東谷山五丁目20番11号

２　肥料の名称の変更

登録番号　生第105273号

変更前　JA有機入りペレット３号

変更後　有機入りペレット563

登録番号　生第108131号

変更前　くみあい苦土炭カル入り粒状複合HNP13―Ca

変更後　くみあい苦土炭カル入り粒状複合NP13―Ca

登録番号	生第108132号
変更前	くみあい苦土入り粒状複合HNP47―Cu
変更後	くみあい苦土入り粒状複合NP47―Cu
登録番号	輸第10859号
変更前	化成肥料１号
変更後	硝酸加里１号
登録番号	輸第10877号
変更前	化成肥料２号
変更後	りん酸アンモニア１号
登録番号	輸第10878号
変更前	化成肥料３号
変更後	りん酸アンモニア２号
登録番号	輸第10879号
変更前	化成肥料４号
変更後	りん酸加里１号
登録番号	輸第10880号
変更前	化成肥料５号
変更後	りん酸加里２号

○農林水産省告示第九百五十八号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年六月十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	住所
生第88242号	汚泥肥料	炭化汚泥	秋田県	秋田県秋田市山王四丁目１番１号
生第106693号	副産肥料	MCI　リン酸カリ	三井化学株式会社	東京都中央区八重洲二丁目２番１号
生第106694号	液状肥料	MCI　液状リン酸カリ	三井化学株式会社	東京都中央区八重洲二丁目２番１号
輸第108867号	硝酸石灰	硝酸カルシウム４水塩	株式会社たねまき	東京都中央区京橋二丁目２番１号
輸第108869号	硫酸苦土肥料	硫酸マグネシウム７水塩	株式会社たねまき	東京都中央区京橋二丁目２番１号
輸第108914号	硝酸加里	硝酸カリウム	株式会社たねまき	東京都中央区京橋二丁目２番１号

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第九百五十九号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年五月二十八日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年六月十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24968	フルスルファミド水和剤	スキャブロック顆粒水和剤	栃木県宇都宮市岩曽町1215番地　エムシーグロップ&ライフ化成株式会社　代表取締役　佐々木祐明

○国土交通省告示第四百七十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月十九日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年六月十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中部横断自動車道	山梨県南巨摩郡南部町福士字石合一九五六二番二地先から同県南巨摩郡南部町福士字真篠八六二番二地先まで	令和七年六月二十日〇時

○東北地方整備局告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月十九日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年六月十九日

東北地方整備局長　西村　拓

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　七号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
能代市二ツ井町駒形字多郎兵衛沢五〇番二から同市二ツ井町駒形字烏野上岱一番六まで	一五・〇メートル	三・三五キロメートル

四　指定する期日　令和七年六月十九日

○東北地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十九日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用の区間	図面縦覧場所
七号	能代市二ツ井町駒形字堤沢三三番から同市二ツ井町字烏野上岱一番六まで	東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年六月二十日

○北海道開発局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十九日

北海道開発局長　坂場　武彦

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百三十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道沙流郡日高町字厚賀町一二七番一から同道日高郡新ひだか町静内御幸町二丁目四六番一地先まで	前	A　八・〇〇～一一三・〇〇	一六・九五五メートル	上記A・B・C・D・E・F・G及びHは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E・F・G・H　一三・六〇～二三五・一七	一五・七四六キロメートル	
	後	A　八・〇〇～一一三・〇〇	一六・九五五	
		B・C・D・E・F・G・H　一二・八八～二三五・一七	一五・七四六	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○茨城県公安委員会告示第四十八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月十九日

茨城県公安委員会委員長　藤川　雅海

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前　指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月二十日まで

○岐阜県公安委員会告示第八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月十九日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前　指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月二十日まで

○愛知県公安委員会告示第十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月十九日

愛知県公安委員会委員長　藤森　利雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前　指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月二十日まで

○三重県公安委員会告示第十六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月十九日

三重県公安委員会委員長　志田　幸雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前　指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月二十日まで

○滋賀県公安委員会告示第七十五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月十九日

滋賀県公安委員会委員長　髙橋　啓子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日滋賀県公安委員会告示第七十号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日滋賀県公安委員会告示第七十号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前　指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月二十日まで

○京都府公安委員会告示第九十五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月十九日

京都府公安委員会委員長　在田　正秀

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日京都府公安委員会告示第百三十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日京都府公安委員会告示第百三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前　指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月二十日まで

○大阪府公安委員会告示第八十七号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月十九日

大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日大阪府公安委員会告示第六十四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後

指定の期限　令和七年九月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日兵庫県公安委員会告示第四十五号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後

指定の期限　令和七年九月二十日まで

○兵庫県公安委員会告示第百二十五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月十九日

兵庫県公安委員会委員長　津田　隆雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日兵庫県公安委員会告示第百四十五号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後

指定の期限　令和七年九月二十日まで

国会事項

衆議院

議案提出

六月十七日議員から提出した議案は次のとおりである。

郵政民営化法等の一部を改正する法律案（山口俊一外六名提出）

財務金融委員長井林辰憲君解任決議案（笠浩史外六名提出）

要求書受領

六月十七日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

財務金融委員長井林辰憲君解任決議案　笠浩史外六名

質問書提出

六月十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

中国における日本軍性暴力被害に関する質問主意書（有田芳生提出）

関節リウマチ患者の医療費負担軽減に向けた施策に関する質問主意書（青山大人提出）

「地方創生二・〇基本構想」に関する質問主意書（神津たけし提出）

いわゆる国民保護法の武力攻撃事態と武力攻撃予測事態に関する質問主意書（阪口直人提出）

シベリア抑留者問題の解決と国立戦争資料館（仮称）整備に関する質問主意書（長妻昭提出）

政府所有の備品が所在不明となっている件に関する質問主意書（長妻昭提出）

輸入冷凍食品を含む輸入食品の食品衛生法違反事例に関する質問主意書（長妻昭提出）

政府備蓄米に関する質問主意書（田村貴昭提出）

皇位継承問題の議論を広く国民に委ねることに関する質問主意書（たがや亮提出）

日本・ラテンアメリカ外交に関する質問主意書（鈴木庸介提出）

レアアース貿易に関する質問主意書（鈴木庸介提出）

医療的ケア児の入院差額ベッド代に関する質問主意書（吉田はるみ提出）

健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問主意書（吉田はるみ提出）

労働者の過半数代表者に関する質問主意書（吉田はるみ提出）

東京外かく環状道路の費用便益比に関する質問主意書（吉田はるみ提出）

ふるさと納税に関する質問主意書（吉田はるみ提出）

国際連合自由権規約委員会による日本への総括所見に対する政府の取組に関する質問主意書（吉田はるみ提出）

介護職員処遇改善の必要性の認識と今後の取組等に関する質問主意書（山井和則提出）

家計の年間の食費に係る消費税負担額の認識等に関する質問主意書（山井和則提出）

物価高対策としての現金給付に対する政府見解に関する質問主意書（中谷一馬提出）

保育所等における医療的ケア児の支援のための看護師配置等に関する質問主意書（中谷一馬提出）

持続可能な病院経営に関する質問主意書（水沼秀幸提出）

子育て版ケアマネジャー導入に関する質問主意書（阪口直人提出）

シルバー人材センターのインボイス対応に関する質問主意書（井坂信彦提出）

海上保安庁の離職者増加に関する質問主意書（井坂信彦提出）

リチウムイオン電池等の使用後の処理に関する質問主意書（井坂信彦提出）

漢方・生薬の薬価の見直しに関する質問主意書（井坂信彦提出）

外免切替制度をめぐる安全対策と加害者責任の追及に関する質問主意書（吉川里奈提出）

宇久島における風力発電計画と環境影響評価制度に関する質問主意書（吉川里奈提出）

首相官邸の人事構成における民間人材の比率と役割に関する質問主意書（八幡愛提出）

生成ＡＩで作成される商標の取扱い等に関する質問主意書（八幡愛提出）

バイオマス発電における輸入木質燃料の持続可能性確認に関する質問主意書（山崎誠提出）

高等学校段階におけるインクルーシブ教育等に関する質問主意書（佐々木ナオミ提出）

トルコ国籍者への査証免除措置に関する第三回質問主意書（松原仁提出）

攻撃用無人機への対処に関する質問主意書（松原仁提出）

経営・管理の在留資格に関する再質問主意書（松原仁提出）

保険適用薬のあり方に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

外国人による自国外送金アプリの利用と日本国内における不可視経済圏の形成に関する質問主意書（杉村慎治提出）

いわゆるステルス値下げの実態把握及び制度的対応に関する質問主意書（杉村慎治提出）

中古品取引の未計上がＧＤＰ統計の精度および政策判断に与える影響に関する質問主意書（杉村慎治提出）

ハーバード大学の外国人留学生を我が国の大学等へ受け入れることに係る疑問に関する質問主意書（竹上裕子提出）

在留資格「経営・管理」の悪用防止に関する質問主意書（竹上裕子提出）

民泊制度の見直しに関する質問主意書（竹上裕子提出）

先発医薬品と後発医薬品の薬価逆転及び薬剤費逆転に関する質問主意書（竹上裕子提出）

障害年金不支給判定急増の報道に関する質問主意書（奥野総一郎提出）

「公園まちづくり計画」に基づく、新秩父宮ラグビー場整備、運営事業における権利返還に関する質問主意書（阿部知子提出）

羽田空港ビル利益供与問題に関する質問主意書（城井崇提出）

マンション大規模修繕工事に関する質問主意書（阿久津幸彦提出）

税収の上振れに関する質問主意書（櫻井周提出）
公営競技の適正利用に関する質問主意書（櫻井周提出）
有料老人ホームやいわゆるホスピス住宅における訪問看護制度を利用した不正請求への対応に関する質問主意書（酒井なつみ提出）
風力発電施設のブレード落下事故への対応に関する質問主意書（緑川貴士提出）
国民皆歯科健診の導入等に関する質問主意書（緑川貴士提出）
コメ作況指数の公表廃止に関する質問主意書（緑川貴士提出）
我が国におけるエイズ流行終結に向けた取組に関する質問主意書（梅村聡提出）

答弁書受領

六月十七日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員河村たかし提出五月二十六日の朝日新聞記事に関する質問に対する答弁書
衆議院議員河村たかし提出政府備蓄米の放出に関する質問に対する答弁書
衆議院議員水沼秀幸提出金融経済教育推進機構が掲げた重要業績評価指標に関する質問に対する答弁書
衆議院議員早稲田ゆき提出在外公館に勤務する外務医務官人材の活用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員岡本充功提出元首相夫人のロシア訪問に関する質問に対する答弁書
衆議院議員岡本充功提出コメの流通に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周提出刑事訴訟法第二百三十九条第二項に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長友よしひろ提出バス運転者不足に伴う路線バスの廃止・減便等に関する質問に対する答弁書

報告書受領

六月十七日内閣から次の報告書を受領した。
特定秘密の保護に関する法律第十九条の規定に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告
国会法附則第十一項の規定に基づく令和六年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告

議事日程

六月十八日の議事日程は次のとおり。
議事日程　第三十三号
令和七年六月十八日（水曜日）
午後一時開議
第一　手話に関する施策の推進に関する法律案（参議院提出）

参議院

議事日程

六月十八日の議事日程は次のとおり。
議事日程　第二十九号
令和七年六月十八日（水曜日）
午前十時開議
第一　国務大臣の報告に関する件（令和六年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について）
第二　ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第三　社会保険労務士法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

議案受領（予備審査）

六月十七日衆議院から次の議案が送付された。
児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案（大西健介外十二名提出）（衆第五六号）
保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（早稲田ゆき外十三名提出）（衆第五七号）

質問主意書提出

六月十七日議員から次の質問主意書が提出された。
観光公害対策に関する質問主意書（齊藤健一郎提出）（第一九二号）
政治資金の透明性及び選挙の公平性の確保に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一九三号）
石破茂内閣総理大臣の過去の北朝鮮訪問及び接待疑惑に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一九四号）
地方自治体の外郭団体における職員の採用・登用・不祥事対応に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一九五号）
フジ・メディア・ホールディングスの外資比率と総務省の対応の適切性に関する第三回質問主意書（浜田聡提出）（第一九六号）
外務省ウェブサイトの「南京事件」に係る記述に関する再質問主意書（浜田聡提出）（第一九七号）
固定価格買取制度に関する質問主意書（野田国義提出）（第一九八号）

答弁書受領

六月十七日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員山本太郎提出就職氷河期世代支援に関する質問に対する答弁書（第一四七号）
参議院議員山本太郎提出日米貿易交渉に関する質問に対する答弁書（第一四八号）
参議院議員山本太郎提出米軍機騒音の学校などへの影響に関する質問に対する答弁書（第一四九号）
参議院議員浜田聡提出ねんきん定期便への事業主負担額記載の方針及び意思決定プロセスに関する質問に対する答弁書（第一五〇号）
参議院議員浜田聡提出補助金不正事案等に対する総務省の告発及び監督責任に関する質問に対する答弁書（第一五一号）
参議院議員浜田聡提出日本最南端に位置する沖ノ鳥島への航空拠点整備に関する質問に対する答弁書（第一五二号）
参議院議員福島みずほ提出難民該当性判断の手引に関する質問に対する答弁書（第一五三号）
参議院議員神谷宗幣提出教科書検定基準における近隣諸国条項及び中立性の確保に関する質問に対する答弁書（第一五四号）

報告書提出

六月十七日委員長から次の報告書を提出した。
ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案（衆第三七号）審査報告書
社会保険労務士法の一部を改正する法律案（衆第四九号）審査報告書

報告書受領

六月十七日内閣から、特定秘密の保護に関する法律第十九条の規定に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告を受領した。
また、同日内閣から、国会法附則第十一項の規定に基づく令和六年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告を受領した。

人事異動

宮内庁

皇嗣職宮務官長　小山　永樹
皇嗣職事務主管河野太郎海外出張不在中皇嗣職事務主管事務取扱を命ずる（六月四日）
皇嗣職宮務官長　小山　永樹
皇嗣職事務主管河野太郎帰国につき皇嗣職事務主管事務取扱を免ずる（六月十七日）

警察庁

（警察庁長官官房審議官（交通局担当））警視監　阿部　竜矢
警察庁長官官房参事官（高度道路交通政策担当）
事務取扱を命ずる
（警察庁長官官房参事官（高度道路交通政策担当））警視長　永井　幹久
警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長を命ずる（以上五月三十一日）
（警察庁長官官房参事官（教養・厚生・国際担当））警視監　櫻井　美香
警察大学校特別捜査幹部研修所長を命ずる
（警察大学校長）同　猪原　誠司
警察大学校特別捜査幹部研修所長事務取扱を免ずる
侍従　伊藤　温秀
警視長に任命する
警察庁長官官房参事官（教養・厚生・国際担当）を命ずる（以上六月一日）

最高裁判所

仙台地方裁判所判事補兼仙台家庭裁判所判事補・仙台簡易裁判所判事　東　紘史
東京地方裁判所判事補に補する
東京簡易裁判所判事に補する（六月十七日）

官庁報告

官庁事項

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十九日

北海道開発局長　坂場　武彦

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	二百七十八号
㈢ 占用を制限する区域	函館市尾札部町一八三五番一から同市尾札部町一八三五番一地先まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
㈤ 占用を制限する理由	ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和七年六月十九日
㈦ 図面縦覧場所	北海道開発局及び同局函館開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十九日

北海道開発局長　坂場　武彦

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	二百二十七号
㈢ 占用を制限する区域	北海道檜山郡厚沢部町字上の山六七番三から同町字上の山六六番五まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和七年六月十九日
㈦ 図面縦覧場所	北海道開発局及び同局函館開発建設部

労働

国家試験

第40回管理栄養士国家試験の施行

栄養士法（昭和22年法律第245号）第５条の２の規定に基づき、第40回管理栄養士国家試験を次のとおり施行する。

令和７年６月19日

厚生労働大臣　福岡　資麿

1　試験地　北海道、宮城県、埼玉県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び沖縄県

2　試験期日　令和８年３月１日（日曜日）

3　試験科目　管理栄養士国家試験の試験科目は、次のとおりである。

ア　社会・環境と健康

イ　人体の構造と機能及び疾病の成り立ち

ウ　食べ物と健康

エ　基礎栄養学

オ　応用栄養学

カ　栄養教育論

キ　臨床栄養学

ク　公衆栄養学

ケ　給食経営管理論

4　受験資格

(1)　修業年限が２年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、次のアからオまでに掲げる施設において令和７年12月５日（金曜日）までに３年以上栄養の指導に従事した者

ア　寄宿舎、学校、病院等の施設であって、特定多数人に対して継続的に食事を供給するもの

イ　食品の製造、加工、調理又は販売を業とする営業の施設

ウ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第１項に規定する各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園

エ　栄養に関する研究施設及び保健所その他の栄養に関する事務を所掌する行政機関

オ　アからエまでに掲げる施設のほか、栄養に関する知識の普及向上その他の栄養の指導の業務が行われる施設

(2)　修業年限が３年である栄養士養成施設（(5)に該当する養成施設を除く。）を卒業して栄養士の免許を受けた後、(1)のアからオまでに掲げる施設において令和７年12月５日（金曜日）までに２年以上栄養の指導に従事した者

⑶　修業年限が４年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、⑴のアからオまでに掲げる施設において令和７年12月５日（金曜日）までに１年以上栄養の指導に従事した者

⑷　修業年限が４年である管理栄養士養成施設を卒業した者（令和８年３月11日（水曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑸　修業年限が３年である栄養士養成施設であって、栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律（昭和60年法律第73号）による改正前の栄養士法第５条の４第３号の指定を受けたものを卒業して栄養士の免許を受けた者

5　受験の手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

ア　全ての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第２号）第７号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　コンピューター入力カード

㋒　写真（縦６センチメートル、横４センチメートルとし、出願前６月以内に脱帽正面で撮影した上半身像であって、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。）

イ　４の受験資格の⑴、⑵又は⑶に該当する者が提出する書類　受験資格別提出書類自己点検票、栄養士免許証の写し、卒業証書の写し又は卒業証明書及び実務証明書

なお、学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科の履修期間を有する者にあっては、履修証明書を提出すること。

ウ　４の受験資格の⑷に該当する者が提出する書類　受験資格別提出書類自己点検票、卒業証書の写し又は卒業証明書及び履修証明書

ただし、令和８年３月11日（水曜日）までに卒業する見込みの者は、卒業・履修見込証明書を提出すること。その場合、令和８年３月11日（水曜日）午後５時までに卒業・履修証明書を提出すること。

エ　４の受験資格の⑸に該当する者が提出する書類　受験資格別提出書類自己点検票、栄養士免許証の写し、卒業証書の写し又は卒業証明書及び履修証明書

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出先等

ア　受験に関する書類は、令和７年11月４日（火曜日）から同年12月５日（金曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類の提出は、原則として郵送（書留）によるものとする。この場合の提出先は、管理栄養士国家試験運営本部事務所（東京都江東区有明３丁目６番11号ＴＦＴビル東館７階　郵便番号135―0063）とし、令和７年12月５日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の提出場所は、下記に掲げるいずれかの事務所とし、受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

ランスタッド・札幌支店　国家試験係
北海道札幌市中央区北四条西４丁目１番３号　伊藤ビル５階

ランスタッド・仙台支店　国家試験係
宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階

ランスタッド・試験監督事業部　国家試験係
東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階

ランスタッド・名古屋伏見事業所　国家試験係
愛知県名古屋市中区栄１丁目24番15号　プライム名古屋伏見ビル２階

ランスタッド・大阪支店　国家試験係
大阪府大阪市北区梅田２丁目２番22号　ハービスＥＮＴオフィスタワー18階

ランスタッド・広島支店　国家試験係
広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階

ランスタッド・福岡支店　国家試験係
福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階

人材派遣センターオキナワ　国家試験係
沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

エ　受験に関する書類を受理した後は、これを返還しない。

オ　受験に関する書類を受理した後は、試験地の変更は認めない。

⑶　書類の提出については次のことに注意すること。

ア　４の受験資格の⑷に該当する者で卒業・履修見込証明書を提出した者にあっては、卒業・履修証明書が、令和８年３月11日（水曜日）までに提出されないときは、当該受験は無効とする。

イ　アの書類を郵送する場合は、管理栄養士国家試験運営本部事務所に書留郵便をもって送付することとし、令和８年３月11日（水曜日）午後５時までに到着したものに限り受け付ける。

ウ　アの書類を直接持参する場合の提出場所は、５⑵ウに掲げる事務所とし、受付時間は、令和８年３月11日（水曜日）までの毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

⑷　受験手数料

ア　受験手数料は6,800円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付　受験票は、令和８年２月12日（木曜日）に投函し、郵送により交付する。

なお、令和８年２月19日（木曜日）までに受験票が到着しない場合は、管理栄養士国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

6　合格者の発表　合格者は、令和８年３月27日（金曜日）午後２時に厚生労働省ウェブサイトの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

なお、合格者には、厚生労働省から合格証書を令和８年３月27日（金曜日）に投函し、郵送により交付する。

7　問合せ先　受験に関する書類の問合せ先は下記のとおりとする。

管理栄養士国家試験運営本部事務所
電話番号03（5579）6903

8　その他

⑴　試験の詳細については、受験要領を参照すること。

⑵　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、令和７年10月31日（金曜日）までに管理栄養士国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

公　　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月19日

中国地方整備局長　林　　正道

１　処分をした年月日　令和７年５月26日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ひらた店装　近藤　雅幸　山口県周南市大字須々万本郷2454―４　国土交通大臣許可（般―６）第27621号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロツク工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年５月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月19日

中国地方整備局長　林　　正道

１　処分をした年月日　令和７年５月28日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　パナソニックリビング中四国株式会社　松岡　直樹　広島県広島市中区大手町４―６―16　国土交通大臣許可（般―６）第20910号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工業業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、解体工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年５月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月19日

中国地方整備局長　林　正道

１　処分をした年月日　令和７年５月29日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　有限会社西川工業　深見　正芳　鳥取県米子市河崎3199―１　国土交通大臣許可（般―３）第22018号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年５月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

登録政治資金監査人登録公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和七年六月十九日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	登録年月日	氏　名
六二八四	七、四、一一	牧野　靖
六二八五	七、四、一一	土屋　元人
六二八六	七、四、一一	中川　勝利
六二八七	七、四、二五	長谷　義明
六二八八	七、四、二五	姜　良薫

登録政治資金監査人登録抹消公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和七年六月十九日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
七七〇	名古屋保行	六、一、三〇	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
一〇一七	池田　稔	六、一一、三〇	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
三二三二	太田　猛	六、一二、三一	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
三二八一	寺山　正義	七、四、二五	本人からの申請
三三六三	海老沼四郎	七、一、二〇	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
三三七〇	山田　夏子	五、一一、一七	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
四四二二	唐澤　孝好	七、四、二五	本人からの申請

登録政治資金監査人証票亡失公告

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

令和七年六月十九日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
五二八四	中村　謙一	六五三四	七、三、一

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

失踪宣告

失踪に関する届出の催告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０３９号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号
清算株式会社　株式会社五和鉄工所
代表清算人　厚見ゆり子
１　決定年月日　令和７年６月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３０２０号
大阪市中央区道修町１丁目６番７号ＪＭＦビル北浜01（９階）
清算株式会社　ＭＦ株式会社
代表清算人　濵中憲一郎
１　決定年月日　令和７年６月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０２１号
大阪府東大阪市高井田西３丁目９番25号
清算株式会社　ＮＫ株式会社
代表清算人　笠野　輝男
１　決定年月日　令和７年６月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１０１号
北海道旭川市３条通７丁目418番地１
清算株式会社　株式会社オクノ・リテール
代表清算人　石原　嘉孝
１　決定年月日　令和７年６月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２号
北海道帯広市西４条南１丁目18番地１
清算株式会社　株式会社太平洋管財
代表清算人　岩田　圭只
１　決定年月日　令和７年６月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
釧路地方裁判所帯広支部

令和６年（ヒ）第３０号
埼玉県加須市下三俣1044番地
清算株式会社　株式会社岩槻工業
代表清算人　髙橋　　務
１　決定年月日　令和７年６月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第２００５号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号　グラントウキョウサウスタワー
清算株式会社　株式会社大瀬館
１　決定年月日　令和７年６月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００１号
長野県千曲市大字羽尾1562番地
清算株式会社　株式会社ＣＫＭ管財
代表清算人　竹森　勝彦
１　決定年月日　令和７年６月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所上田支部

令和７年（ヒ）第１号
静岡県富士宮市根原449番地の１
清算株式会社　株式会社ＡＮ商事
１　決定年月日　令和７年６月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所富士支部

令和７年（ヒ）第２号
静岡県富士宮市人穴203番地の33
清算株式会社　株式会社アクアクララ朝霧
１　決定年月日　令和７年６月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所富士支部

令和７年（ヒ）第１００１号
神戸市灘区大石北町７－１
清算株式会社　株式会社にし村フーズ
１　決定年月日　令和７年６月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（ヒ）第１７号
岡山市南区浜野４丁目19番20号
清算株式会社　株式会社ケイ
１　決定年月日　令和７年６月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所第３民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

令和７年（再）第６号
埼玉県川口市川口２丁目12番18号
再生債務者　株式会社メトラン
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者の株式の取得に関する定め
⑴　取得する株式の数　再生債務者の全ての発行済株式である普通株式2200株
⑵　再生債務者が上記⑴の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後、最初に行なう募集株式発行の効力が生ずる日（以下「増資実行日」という。）
⑶　取得対価　無償。なお、再生債務者が取得した株式は、取得後全て消却する。
２　資本金の額の減少に関する定め
⑴　減少する資本金の額　8750万円
⑵　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　増資実行日
３　募集株式を引き受ける者の募集に関する条項
再生債務者は、株式会社セントラルメディエンス（以下「スポンサー」という。）に対し、以下のとおり募集株式を発行する。
⑴　募集株式の種類及び数　普通株式400株
⑵　募集株式の払込金額　募集株式１株につき40万円
⑶　払込金額の総額　１億6000万円
⑷　増加する資本金及び資本準備金
資本金　8000万円（１株につき20万円）
資本準備金　8000万円（１株につき20万円）
⑸　払込期間　再生計画認可決定確定の日から１か月
⑹　割当方法　第三者割当の方法により、スポンサーに全株式を割り当てる。
令和７年６月４日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生
手続開始

給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生
計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十二日
掲載頁　三十九頁（号外第一三〇号）
（乙）https://k.secure.freee.co.jp/companies/353565/announces
令和七年六月十九日

東京都千代田区麹町三丁目二番六号垣見麹町ビル四階　（甲）パーストワン株式会社
代表取締役　元野　裕登
神奈川県横浜市青葉区青葉台二丁目二六―四スエヒロビル二階
（乙）株式会社エアチェン
代表取締役　山本　拓海

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、臨時総会の承認決議は令和七年五月二十五日に終了しており、組織変更後の名称は猪野沢自治会とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年六月十九日
山形県東根市大字猪野沢三二四番地の二
猪野沢生産森林組合
組合長　奥山　周一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月二十三日であり組織変更後の商号は株式会社Ｓｔｅｌｌａｉｌｙとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十九日
千葉県船橋市藤原二丁目一四番六号Ｂ―一〇一号
合同会社ＬｉｂｅｒｉｌｙＭｕｓｉｃ
代表社員　大山　陽佑

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十九日
東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ　衣合同会社
代表社員　笠原　元輝

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月十九日
東京都江東区木場一丁目四番一二号名古路木場ビル五Ｆ
株式会社Ｃｏｍ―ｉ　Ｔｅｃｈ　Ｊａｐａｎ
代表取締役　小宮山雄豪

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

組織変更後の名称は名ヶ山集落会とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年六月十九日
新潟県十日町市真田丙一四六四番地
名ヶ山生産森林組合
組合長　小海　公

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしましたので公告します。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十九日
愛知県豊橋市花園町四八番地
合資会社渡辺洋装店
代表社員　渡辺　信男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり組織変更後の商号は株式会社ｂａｓｅとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十九日
大阪府茨木市春日一丁目一二番一八号
合同会社ｂａｓｅ
代表社員　越水　優子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十九日
大阪府枚方市高塚町二番二二―三一二号
大美建設合同会社
代表社員　川端　大介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十九日
鹿児島県霧島市国分中央一丁目一四―五七パークサイドハイツ一〇五号室
合同会社Ｒａｃ　ｓｏｌｕｔｉｏｎ
代表社員　髙田　隆

効力発生日変更公告

左記会社は、令和七年七月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年九月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年六月十九日
宮城県仙台市泉区市名坂字**楢**町一四〇番地の一
（甲）株式会社トライ・ブイ
代表取締役　近江　康博
宮城県仙台市太白区中田六丁目三二番一号
（乙）株式会社トライ・ダブリュー
代表取締役　近江　康博

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億七千四百万円、資本準備金の額を金一億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月十九日
福岡市中央区薬院三丁目八番一六―八〇五号
ＫＨ株式会社
代表取締役　平山　洋

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年七月九日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年七月十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年六月十九日

福島県双葉郡楢葉町山田岡字美シ森八番

株式会社Ｊヴィレッジ

代表取締役社長　内堀　雅雄

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年七月四日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年六月十九日

東京都中野区東中野五丁目一番一号ユニゾンモール三Ｆ

株式会社モレーンコーポレーション

代表取締役　草場　恒樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十九日

北海道美唄市東五条南六丁目七番二八号

株式会社道央メタル

代表取締役　鎌仲　篤史

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十九日

長野県下高井郡山ノ内町大字平穏四一二七番地二八

平穏土建株式会社

代表取締役　土屋　定正

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十九日

大阪市浪速区木津川一丁目四番一八号

株式会社荒井清商店

代表取締役　荒井　徹二

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十九日

広島市中区東千田町二丁目九番二九号

広島観光開発株式会社

代表取締役　田村　智康

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十九億六千三百万円（ただし、Ａ号優先出資について金十九億六千三百万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・アゼリア特定目的会社

取締役　松澤　和浩

訂正公告

令和七年五月七日（号外第一〇一号）掲載の第十六期決算公告（枠組）中、損益計算書の要旨に「税引前当期純利益」とあるは「税引前当期純損失」、「当期純利益」とあるは「当期純損失」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和七年六月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

ハーモニー特定目的会社

取締役　チョン・チュン・カウ

訂正公告

令和七年六月十二日（号外第一三〇号）掲載の寧興貿易株式会社に係る資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、決算公告の住所に「東京都渋谷区代々木２丁目23―１」とあるは「東京都渋谷区代々木二丁目23―１」の誤りにつき訂正します。

令和七年六月十九日

扱　店

正　誤

令和七年六月十八日目次及び本文において、外務省告示第二百二十一号は外務省告示第二百二十二号となった。

ページ	段	行	誤	正
令和六年一月十二日目次欄中（原稿誤り）				
一二	二	七	書簡の交換	交換
令和七年五月十三日目次欄中（原稿誤り）				
一一	一	一〇	日本国	贈与に関する日本国
一一六	二	八～七（改正後欄終りから）	附則第六条第三項において準用する第三十条第三項	第三十条第三項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）

（原稿誤り）

一一六ページ終りから一行目の次に次を加える。

3　この省令の施行の日から船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の施行の日の前日までの間における第三十七条の規定による改正後の国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表第一の規定の適用については、同表船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の項中「第三十条第三項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「附則第六条第三項において準用する第三十条第三項」とする。

令和七年二月二十七日（号外第三十八号）総務省告示第三十九号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

一六ページ五行目から七行目までは次のとおりの誤り。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

同ページ改正後欄終りから五行目から二行目までは次のとおりの誤り。

注１　設備規則第四十九条の十四第五号イに規定する特定小電力無線局に限る。
２　設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定する特定小電力無線局に限る。
３　設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局に限る。
４　設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局を除く。

同ページ改正前欄終りから五行目から二行目までは次のとおりの誤り。

注１　設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局に限る。
２　設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局を除く。

同ページ終りから一三行目は次のとおりの誤り。

備考	表中の［　］の記載は注記である。